

(案)

いしかわ食の安全・安心の取組み

(令和8年度食の安全・安心の確保に関する行動計画)

- ・ 令和7年度実績は令和7年12月末時点の値を記載
- ・ 確定していない値は半角カッコ()書きで記載
- ・ 変更箇所はアンダーラインと赤字で記載

令和8年4月

石 川 県

目 次

I 目的	1
目的	
食の安全・安心対策推進体制	
II 基本的な考え方	2
III 令和8年度基本的施策の体系	3
IV 令和8年度個別事業計画	4
基本的施策	
1 生産から販売に至る安全確保のための監視、指導等	4
(1) 生産段階における安全の確保	4
(2) 製造・加工・調理、流通・販売段階における安全の確保	12
2 危機管理体制の整備等	20
3 食品等の適正な表示の推進	21
4 調査研究の推進等	24
5 情報の提供等	25
(1) 食に関する情報の提供	25
(2) 食に関する相談窓口機能の強化	27
6 情報及び意見の交換の促進	28
7 事業者等の自主的な取組の強化等	29
(参考1) 石川県食の安全・安心推進条例	30
(参考2) 食品安全安心対策懇話会の開催	32

令和8年度 食の安全・安心の確保に関する行動計画

I 目的

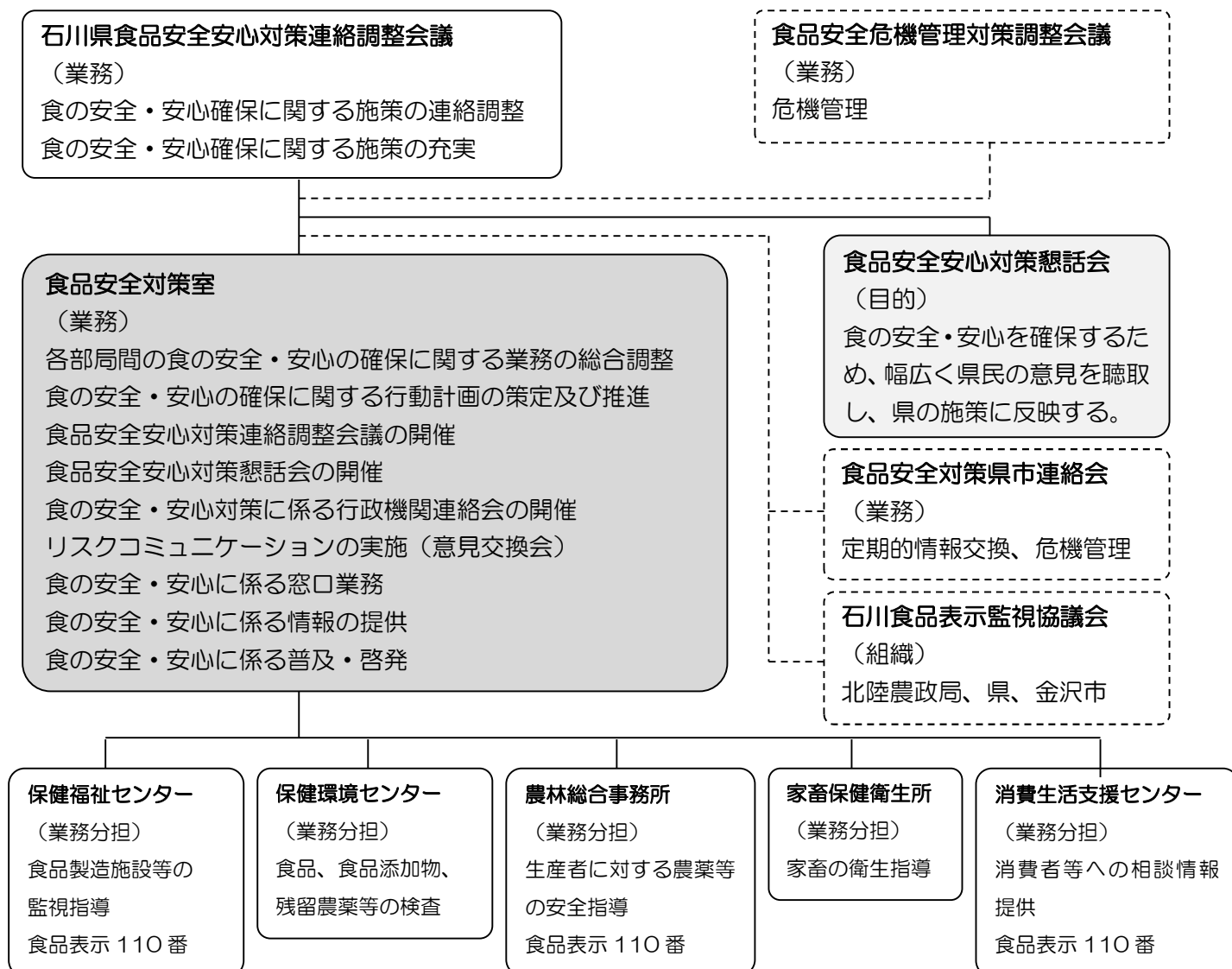
「食」は人の生命の維持・健康の増進に直結するものであり、県民全てに深く関係する事柄であり、県政の重要課題です。

こうした観点から、県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、「食の安全・安心の確保に関する基本方針（平成16年2月）」を策定し、食の安全・安心の確保と県民の食に対する不安・不信の払しょくに資するため、年度ごとに行動計画を作成し、具体的な取組みを推進してきたところです。

平成27年3月には、「石川県食の安全・安心推進条例」を制定しました。この条例の目的である、『県民はもとより、観光等で本県に滞在する全ての人が健康で安全に安心して暮らすことができる社会の実現への寄与』の達成に向け、県及び事業者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項等を定め、年度ごとに行動計画を作成し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

本計画は、石川県食の安全・安心推進条例第15条に基づいて設置される「石川県食品安全安心対策懇話会」にその内容を諮り、意見を反映し策定されるものです。

食の安全・安心対策推進体制



Ⅱ 基本的な考え方

これまでの取組みの経緯

平成 15 年度

国内での BSE 発生、食品の偽装表示事件、県内の学校給食用牛乳に関する事故等を踏まえ、県民の食の安全・安心を確保するため、総合的な施策実施の指針として「食の安全・安心の確保に関する基本方針」を策定しました。

平成 16 年度

「基本方針」に基づき諸施策を展開するため、年度ごとに「行動計画」を策定することとしました。その初年度である 16 年度は、15 年度における学校給食用牛乳に関する事故の発生等を踏まえ、重点項目として次の 3 つの柱を掲げ、諸施策を推進しました。

- | | |
|---|--|
| { | <ol style="list-style-type: none">1 食の安全・安心確保に係る基盤の整備2 大規模施設、広域流通食品製造施設等に対する重点的な監視指導3 県民に対する安心確保の施策の充実 |
|---|--|

平成 17 年度

平成 16 年度行動計画において重点項目に掲げた 3 つの課題については、概ね計画どおりに進捗し、当初の目的を達成したものと理解しましたが、17 年度行動計画においては、基本的に 16 年度の取組みの考え方を踏襲しつつ、優先すべき課題を踏まえ、食の安全及び県民の安心確保をより一層強化していく必要があるとの観点から、3 つの柱を見直しました。

- | | |
|---|---|
| { | <ol style="list-style-type: none">1 生産から消費に至る安全確保の施策を総合的に推進する2 県民に対する安心確保の施策を充実する3 食の安全・安心確保に係る基盤の強化を図る |
|---|---|

平成 18 年度～平成 21 年度

賞味期限の改ざんや、産地偽装、中国製ギョウザによる食中毒、メラミン混入食品、事故米の不正流通等、全国的に食に関する事件事故が多発する中、これまでの 3 つの主要な柱を継続し、諸施策を推進しました。

平成 22 年度～平成 26 年度

食に関する諸課題に対応するための庁内体制づくりは、平時においても部局横断で連携に努めており、概ね基盤の整備はできたことから、安全性確保のための取組みは、これまでどおり着実にかつ継続的に推進していくとともに、県民に対する安心の確保に一層の重点を置いた施策に取り組みました。

また、平成 26 年度には、北陸新幹線の金沢開業を契機に、関係者が一丸となって食の安全・安心の確保に取り組むという強い姿勢を示し、県民及び観光客等が本県の大きな魅力である食を安心して楽しめるよう「石川県食の安全・安心推進条例」を制定しました。

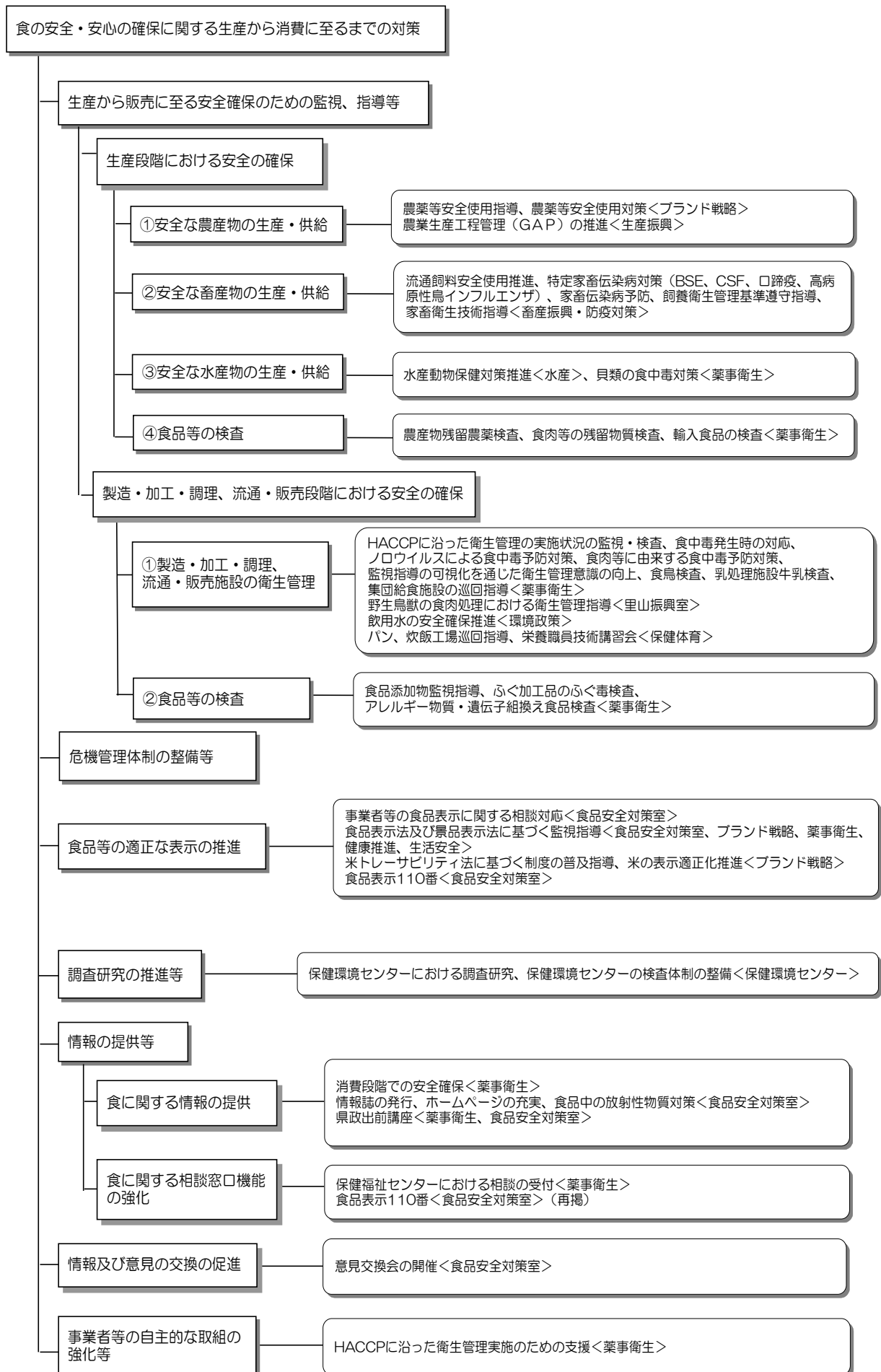
平成 27 年度～令和 7 年度

条例の制定に伴い、事業者等の自主的な取組みの強化を推進するとともに、平成 27 年 4 月に施行された食品表示法について、相談窓口を食品安全対策室にワンストップ化することで、窓口機能を強化し、事業者からの食品表示に関する相談対応や消費者への制度の周知等、食品表示の適正化及び普及啓発に取り組みました。

令和 8 年度取組方針

食の安全・安心推進条例に規定する基本理念に基づき、食の安全・安心の確保に向けた基本的施策に取り組んでいきます。

Ⅲ 令和8年度基本的施策の体系



Ⅳ 令和8年度個別事業計画

1 生産から販売に至る安全確保のための監視、指導等

食の安全・安心の確保のため、農林水産物の生産から食品等の販売に至る一連の行程の各段階において、食品衛生法等の関係法令に基づいた監視、指導及び検査を適正に実施します。

(1) 生産段階における安全の確保

① 安全な農産物の生産・供給

農薬等安全使用指導事業 <ブランド戦略課>

【目的】 農業生産の安定と農産物の安心確保を図るため、農薬の適正かつ安全な使用について指導します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
農作物病害虫・雑草防除指針の配布	計画	300 部	270 部	(270) 部	—
	実績	300 部	(270) 部		
病害虫発生予察情報の提供回数	計画	8 回	8 回	(8) 回	—
	実績	8 回	(8) 回		
農薬危害防止月間の設置	計画	3 カ月	3 カ月	(3 カ月)	—
	実績	3 カ月	(3 カ月)		

◆ 令和7年度実績と令和8年度計画について

○実績

発生予察情報等により、病害虫の適切な防除の実施を指導しました。

農薬危害防止活動により、農薬に関する知識や危害防止方法の周知を行いました。

○計画

前年度に引き続き、病害虫の適切な防除の指導等を行います。

農薬等安全使用対策事業（うち農薬等適正販売及び使用） ＜ブランド戦略課＞

【目的】 消費者に対し安全・安心な農産物が供給されるよう、農薬及び肥料の生産、流通、使用段階における適正な取扱いについて指導監督します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
農薬販売業者への巡回指導	計画	120 店舗	120 店舗	<u>(120)店舗</u>	店舗 業者
	実績	131 店舗	<u>(130) 店舗</u>		
農薬適正使用リーダー研修会	計画	3 カ所	3 カ所	<u>(3 カ所)</u>	—
	実績	2 カ所	<u>(2 カ所)</u>		
農薬適正使用リーダー育成	計画	30 名	30 名	<u>(30 名)</u>	—
	実績	33 名	<u>(36 名)</u>		
農薬管理指導士の研修会	計画	3 カ所	2 カ所	<u>(1 カ所)</u>	—
	実績	1 カ所	<u>(1 カ所)</u>		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

巡回指導は 5 年に 1 回の頻度で、農薬取扱量の多い J A は 3 年に 1 回の頻度で実施し、概ね適正に管理されていることを確認しました。

○計画

概ね前年度並みに目標を設定します。

農業生産工程管理（GAP）推進事業 ＜生産振興課＞

【目的】 県産農産物の安全性及び信頼性の向上を図るため、農業生産工程管理（GAP）を園芸産地等へ普及推進します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
当年度のモデル農家数（産地、農業法人等）	計画	2	2	<u>(2)</u>	—
	実績	2	<u>(2)</u>		
いしかわ G A P 認証農場数	計画	新規 80 件	新規 30 件	<u>(新規 30 件)</u>	—
	実績	新規 13 件 58 農場 (更新 0 件 0 農場)	新規 <u>(2) 件</u> <u>(38) 農場</u> <u>(更新 0 件</u> <u>0 農場)</u>		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

いしかわ G A P 認証制度の取組内容を見直し、令和 6 年 5 月より国の新ガイドラインに即した新たな認証制度として運用を開始しました（そのため、令和 9 年度までは更新対象者なし）。また、新認証制度について農家への普及・啓発を図りました。

○計画

農家の更なる G A P 実践を促すため、新たないしかわ G A P 認証を推進していきます。

② 安全な畜産物の生産・供給

流通飼料安全使用推進事業 <畜産振興・防疫対策課>

【目的】 安全な畜産物の安定供給を行うため、畜産農家に対し、飼料安全法令等の遵守の徹底について監視・指導を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
畜産農家の監視・指導	計画	86 戸	79 戸	(94) 戸	全ての畜産農家
	実績	84 戸	(94) 戸	戸	
飼料取扱業者への立入	計画	6 箇所	6 箇所	(6) 箇所	飼料取扱6業者
	実績	6 箇所	(3) 箇所		

◆ 令和7年度実績と令和8年度計画について

○実績

畜産農家及び飼料取扱業者に立入し、飼料の適正な取扱いを確認しました。

○計画

畜産農家に対し、飼料の適正使用にかかる監視・指導を行うとともに、飼料取扱業者に対し、飼料の適正な取扱いについて立入指導等を行います。

特定家畜伝染病対策事業（BSE（牛海綿状脳症）） <畜産振興・防疫対策課>

【目的】 食肉の安全・安心の確保を図るため、BSE対策特別措置法に基づき、死亡牛のBSE検査と円滑な処理を行います。

内 容		R6	R7	R8	対象数
BSE検査	計画	18 頭	18 頭	(7) 頭	—
	実績	3 頭	(3) 頭		

◆ 令和7年度実績と令和8年度計画について

○実績

検査結果はすべて陰性でした。

○計画

検査対象牛の見直しにより、令和6年4月からは、BSEを疑う症状を呈した牛について検査を行います。

特定家畜伝染病対策事業（CSF（豚熱）・口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ）
 ＜畜産振興・防疫対策課＞

【目的】 家畜伝染病の発生時に発生地域において迅速な防疫体制が構築され、的確な防疫措置が図れるよう、防疫訓練等を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
防疫訓練の実施	計画	1 回	1 回	(1) 回	—
	実績	2 回	(2) 回		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

令和 7 年 10 月 2 日及び 11 月 13 日に、防疫訓練を実施しました。

○計画

発生時に迅速かつ的確な防疫措置が図れるように、関係者による防疫訓練を実施します。

特定家畜伝染病対策事業（高病原性鳥インフルエンザ） ＜畜産振興・防疫対策課＞

【目的】 高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため、モニタリング検査を実施するとともに、関係機関の連携を強化し迅速な防疫対応を確保するため、農林総合事務所毎に地域防疫会議を開催します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
養鶏場におけるモニタリング検査の実施	計画	延 72 戸	延 39 戸	延 (40) 戸	1,000羽以上：7戸
	実績	延 51 戸	延 (39) 戸		100羽以上1,000羽未満：9戸
地域防疫会議の開催	計画	5 カ所	5 カ所	(5) カ所	各農林総合事務所
	実績	5 カ所	(5) カ所		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

モニタリング結果はすべて陰性でした。

○計画

100 羽以上の養鶏場全戸について、モニタリング検査を実施します。

国のモニタリング方針が令和 6 年 10 月に見直され、効率的な検査を行うこととしています。

家畜伝染病予防事業 <畜産振興・防疫対策課>

【目的】 畜産物の安定供給に影響を及ぼす家畜伝染病の発生を予防するため、各種疾病の検査を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
牛ヨーネ病検査	計画	593 頭	792 頭	(435) 頭	—
	実績	397 頭	(495) 頭		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

検査結果はすべて陰性でした。

○計画

牛ヨーネ病は、地区毎の年度計画に基づき検査を実施します。

飼養衛生管理基準遵守指導 <畜産振興・防疫対策課>

【目的】 畜産物の安定供給に影響を及ぼす家畜伝染病の発生を予防するため、農家での飼養衛生管理の徹底が図られるよう、遵守状況の確認・指導を行います。

内 容		R6	R7	R8	対象数
牛飼養農家への指導	計画	73 戸	62 戸	(62) 戸	全戸
	実績	67 戸	(62) 戸		
豚飼養農家への指導	計画	11 戸	11 戸	(11) 戸	全戸
	実績	11 戸	(11) 戸		
鶏飼養農家への指導	計画	17 戸	16 戸	(16) 戸	全戸
	実績	16 戸	(16) 戸		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

飼養衛生管理基準の遵守状況について確認し、不適切な項目（車両・手指・物品の消毒等）について指導を行いました。

特に、1,000 羽以上飼養する養鶏農家には、高病原性鳥インフルエンザ対策のため、月 2 回、豚飼養農家には豚熱対策のため、月 1 回の指導を実施しました。

鶏・豚共に飼養衛生管理基準は 100%遵守されていました。

○計画

年 1 回以上、遵守状況の確認・指導を行います。

1,000 羽以上の養鶏農家への月 2 回の指導および豚飼養農家への月 1 回の指導については継続して実施します。

家畜衛生技術指導事業（鶏卵衛生管理体制の整備） <畜産振興・防疫対策課>

【目的】 衛生的な鶏卵の生産体制を推進するため、鶏卵、鶏舎内の衛生害虫・埃等について、サルモネラに係るモニタリング検査を実施するとともに、衛生指導を行います。

内 容		R6	R7	R8	対象数
モニタリング検査・指導	計画	7 戸	7 戸	(7) 戸	—
	実績	6 戸	(8) 戸		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

(8) 戸中、(2) 戸の環境材料でサルモネラが陽性となりました。陽性農場については、鶏舎消毒などの衛生指導を行い、環境中のサルモネラ陰性を確認しました。

○計画

前年度と同様に、鶏卵、鶏舎内の衛生害虫・埃等を対象にモニタリング検査と衛生指導を実施します。

③ 安全な水産物の生産・供給

水産動物保健対策推進事業 <水産課>

【目的】 魚病被害の軽減及び安全な養殖魚の生産・出荷体制の確立を図るため、養殖経営体に対する巡回指導並びに水産用医薬品適正使用の指導と適切な魚病対策を行います。

内 容		R6	R7	R8	対象数
養殖経営体の巡回指導	計画	18 回	18 回	(15) 回	R6：29経営体
	実績	18 回	(14) 回		R7～：26経営体
水産用医薬品の適正使用の指導	計画	18 回	18 回	(15) 回	R6：29経営体
	実績	18 回	(14) 回		R7～：26経営体

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

養殖経営体に対する巡回指導を行いました。また、水産用医薬品の適正使用を指導するとともに、適宜、魚病診断による適切な魚病対策を行いました。

○計画

前年度と同様に、養殖経営体への巡回指導を行います。また、水産医薬品の適正使用を指導するとともに、適宜、魚病診断による適切な魚病対策を実施します。

なお、対象数には、養殖を行っていない内水面漁協（11 経営体：天然水域で魚病が発生した場合に診断等を行う）を含みます。

貝類の食中毒対策 <薬事衛生課>

【目的】 カキ等の貝類は突発的に毒化することがあり、その際、採取や出荷の規制等の措置がとられています。

このため、安全な貝類を供給できるよう本県の特産品であるカキ貝については定期的に検査を行っています。

内 容			R6	R7	R8	対象数
カキの貝毒検査	麻痺性	計画	10 件	10 件	<u>(10)</u> 件	10海域
		実績	8 件	<u>(9)</u> 件		
	下痢性	計画	10 件	10 件	<u>(10)</u> 件	10海域
		実績	8 件	<u>(9)</u> 件		
生食用カキの成分規格検査		計画	20 件	20 件	<u>(20)</u> 件	—
		実績	21 件	<u>(13)</u> 件	件	
カキのノロウイルス検査		計画	20 件	20 件	<u>(20)</u> 件	—
		実績	19 件	<u>(11)</u> 件	件	

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

カキの貝毒検査については、麻痺性、下痢性共にすべて陰性でした。

生食用カキの成分規格検査では、すべて陰性でした。

カキのノロウイルス検査では、すべて陰性でした。

○計画

前年度と同様に検査を実施します。

④ 食品等の検査

農産物等残留農薬検査 <薬事衛生課>

【目的】 農産物の安全性を確保するため、県内に流通する農産物等について残留農薬検査を実施し、食品衛生法で定められた規格基準との適合を確認します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
農産物等の残留農薬検査	計画	35 検体	35 検体	(35) 検体	—
	実績	32 検体	(28) 検体		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

すべて基準に適合していました。

○計画

前年度と同様に検査を実施します。

食肉等の残留物質検査 <薬事衛生課>

【目的】 家畜には、生産性を向上させるため、治療薬や飼料添加剤として抗生物質や合成抗菌剤等が使用されています。

食品衛生法では、抗生物質や合成抗菌剤等で残留基準のないものは含有してはならないと定めているため、食肉等に含まれる抗生物質や合成抗菌剤等の残留値を検査します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
抗生物質	計画	20 件	18 件	(18) 件	—
	実績	18 件	(12) 件		
合成抗菌剤	計画	30 件	14 件	(14) 件	—
	実績	15 件	(10) 件		
駆虫剤	計画	— 件	12 件	(12) 件	
	実績	—	(10) 件		
抗原虫剤	計画	—	10件	(10) 件	—
	実績	—	(10) 件		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

すべて基準に適合していました。

○計画

前年度と同様に検査を実施します。

輸入食品の検査 <薬事衛生課>

【目的】 輸入食品は検疫所（国）において検査が行われていますが、県内に流通する輸入食品の安全性を再確認するため、食品中の残留物質、食品添加物等の収去検査を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
輸入食品の検査	計画	63 件	63 件	(63) 件	—
	実績	63 件	(63) 件		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

すべて基準に適合していました。

○計画

前年度と同様に検査を実施します。

(2) 製造・加工・調理、流通・販売段階における安全の確保

① 製造・加工・調理、流通・販売施設の衛生管理

HACCP に沿った衛生管理の実施状況の監視・検査 <薬事衛生課>

【目的】 製造・加工段階における HACCP に沿った衛生管理の徹底や、衛生水準の向上を図るため、食品製造施設等の監視指導の実施、製品検査等を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
食品の製造加工施設等に対する監視指導	計画	8,000 件	8,000 件	<u>(8,000)</u> 件	約 17,000 施設
	実績	8,629 件	<u>(5,757)</u> 件		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

食品の製造加工施設等に対する監視指導を (5,757) 件行い、概ね適正に管理されていることを確認しました。また、HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行いました。

対米輸出施設として登録されている水産加工食品の 2 施設についても、国（東海北陸厚生局）と合同で監視し承認基準に適合していることを確認しました。

○計画

令和 8 年度については、令和 7 年 12 月末現在の施設数に基づき計画数を設定します。

施設等に対する監視指導時に、HACCP に沿った衛生管理の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じ、指導・助言を行います。

また、ATP アナライザーの活用や収去による細菌検査等を実施し、その結果に基づき指導を行うことにより、指導内容の可視化を図っていきます。

食中毒発生時の対応 <薬事衛生課>

【目的】 食中毒事件（あるいは、その疑いのある場合）の調査は、原因を的確に把握し、食中毒事件であるか否か等を判断するとともに、早急に対策を講ずるうえで必要不可欠なものです。

このため、食中毒発生時における疫学調査及び病因物質追求検査を実施し、その原因を究明します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
食中毒発生件数（年度集計） （金沢市を除く）	実績	13 件	<u>(4)</u> 件		—

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

アニサキス、ノロウイルス、植物性自然毒、寄生虫（クドア・セブテンpunkタータ）による食中毒が各 1 件発生しました。

（参考：過去 10 年間（平成 27 年度～令和 6 年度）の平均食中毒発生件数 8.4 件）

○計画

食中毒発生時には早急に対策を講じ、健康被害の拡大防止に努めます。

ノロウイルスによる食中毒予防対策 <薬事衛生課>

【目的】 ノロウイルスによる食中毒は、全国的に多く発生し、県内においても発生が見られます。特に、11 月から 2 月にかけて多発することから、旅館、飲食店（仕出し・料理店）、給食施設等、関連施設に対し重点的に監視指導を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
旅館等の監視指導	計画	1,000 件	1,000 件	<u>(1,000)</u> 件	約 1,000 施設
	実績	1,462 件	<u>(1,461)</u> 件		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

監視指導等 (1,461) 件の機会を通じ、調理従事者に対し手洗い等の衛生管理、健康管理の徹底を指導し、概ね適正に管理されていることを確認しました。また、調理従事者に対し、研修会等を通じ予防対策の普及啓発を行いました。

○計画

引き続き、特に冬季を中心に旅館、飲食店等事業者に対する監視指導を行います。また、調理従事者に対し、研修会等を通じ予防対策の普及啓発を行います。

食肉等に由来する食中毒予防対策 <薬事衛生課>

【目的】 カンピロバクターによる食中毒が全国的に多発しており、また、腸管出血性大腸菌による食中毒事件も全国的に引き続き発生しています。県内においても若者の食肉の生食の嗜好の高まり等から、その発生は後を絶ちません。このため、食肉取扱い施設に対し、食肉の生食の危険性を周知するとともに、食肉の適切な取扱いについて重点的に監視指導を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象施設
食肉取扱い施設の監視指導	計画	500 件	500 件	(500) 件	飲食店営業(焼肉屋)、食肉処理業、食肉製品製造業、食肉販売業
	実績	458 件	(378) 件		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

食肉取扱い施設に対する監視指導を (378) 件行い、概ね適正に管理されていることを確認しました。

○計画

焼肉店等飲食店や食肉販売店など食肉を取り扱う施設の監視を継続し、引き続き食肉の適切な取扱いについて指導します。

監視指導の可視化を通じた衛生管理意識の向上 <薬事衛生課>

【目的】 立入監視にあたり、簡易検査機器である ATP アナライザーを活用するとともに、収去検査（食品の細菌検査）を実施し、その結果に基づき指導を行うことにより、指導内容の可視化を図ります。

内 容		R6	R7	R8	対象施設
飲食店等の監視指導	計画	60 件	60 件	(60) 件	大規模旅館、給食施設等
	実績	222 件	(174) 件	件	
食品の細菌検査	計画	250 件	250 件	(250) 件	—
	実績	201 件	(241) 件	件	

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

飲食店等において、ATP アナライザーによる衛生管理状況の確認を (174) 件行い、必要に応じ指導を行いました。また、食品の細菌検査を (241) 件行った結果、重大な違反はありませんでした。

○計画

引き続き、飲食店等に対し、ATP アナライザーを活用し監視指導を行うとともに、収去検査（食品の細菌検査）を実施し、指導内容の可視化を図ります。

食鳥検査事業 <薬事衛生課>

【目的】 食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき、食鳥検査及び施設の監視・指導を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
食鳥処理施設の立入検査	計画	6 回	6 回	(6) 回	3施設
	実績	4 回	(1) 回		
細菌検査	計画	50 件	50 件	(50) 件	
	実績	39 件	(17) 件		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

食鳥処理施設の立ち入り検査を(1)回実施するとともに、施設及び食鳥肉の細菌検査を(17)件実施し、適切な衛生管理が行われていることを確認しました。

○計画

食鳥処理場における HACCP に沿った衛生管理の実施状況の確認及び細菌検査等による衛生指導を行います。

乳処理施設における牛乳の検査 <薬事衛生課>

【目的】 安全な牛乳及び乳製品を供給するため、製造施設への監視を行うとともに、これらの食品を定期的に検査します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
乳処理施設の監視指導	計画	6 回	6 回	(6) 回	2施設
	実績	7 回	(3) 回		
製品の成分規格、理化学等検査	計画	5 検体	5 検体	(5) 検体	—
	実績	5 検体	(5) 検体		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

乳処理施設に対し、監視指導を行い、概ね適正に管理されていることを確認しました。また、製品検査の結果は全て基準に適合していました。

○計画

引き続き、乳処理業者に対する監視指導を行います。

野生鳥獣の食肉処理における衛生管理指導 <里山振興室>

【目的】 イノシシ・シカ肉を衛生的に処理し、衛生状態や品質が確保された安全かつ良質なイノシシ・シカ肉を普及・流通させるため講習会と衛生管理指導を実施しています。

内 容		R6	R7	R8	対象数
衛生管理講習会	計画	1 回	1 回	(1) 回	7施設
	実績	1 回	(1) 回		
獣肉処理施設に対する衛生管理の現地指導	計画	7 回	7 回	(7) 回	
	実績	7 回	(7) 回		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

県内全ての獣肉処理施設に対し、HACCP やジビエの肉質に関する衛生管理講習会を実施しました。また、衛生管理の現地指導を実施し、適切に管理されていることを確認しました。

○計画

引き続き、前年度と同様の講習会と衛生管理指導を実施します。

飲用水の安全確保推進事業 <環境政策課>

【目的】 汚染が懸念される飲用井戸等の水質調査を行い、安心して利用できる飲用水を確保します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
飲用井戸等水質監視調査	計画	10 件	10 件	(10) 件	—
	実績	10 件	(10) 件	件	
地下水水質汚濁地区周辺の飲料水水質調査	計画	45 件	37 件	(33) 件	—
	実績	37 件	(33) 件	件	

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

一部で基準不適合が見られましたが、井戸所有者に対し、必要な飲用指導を行いました。

○計画

引き続き水質調査等を通じて、飲用水の安全を確保します。

集団給食施設の巡回指導 <薬事衛生課>

【目的】 食中毒の発生や異物混入を防止するため、集団給食施設への監視を行います。

内 容		R6	R7	R8	対象数
集団給食施設	計画	200 カ所	200 カ所	(200) カ所	400施設
	実績	285 カ所	(407) カ所		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

集団給食施設に対し、監視指導を行い、概ね適正に管理されていることを確認しました。

○計画

引き続き、集団給食施設に対する監視指導を行います。

パン、炊飯工場の巡回指導 <保健体育課>

【目的】 児童・生徒の体位、体力の向上に資する学校給食用物資の安全性を確保するため、学校給食用パンや米飯工場の製造工程、原材料の保管状況、衛生管理状況等を視察・指導します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
学校給食用パン製造委託工場 視察、指導	計画	6 カ所	6 カ所	(6) カ所	6カ所
	実績	6 カ所	(6) カ所		
学校給食用炊飯委託工場 視察、指導	計画	6 カ所	6 カ所	(6) カ所	6カ所
	実績	6 カ所	(6) カ所		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

パン製造委託工場、炊飯委託工場内の整理整頓の徹底、従業員の手洗いと粘着ローラー掛けの徹底、施設・設備、備品等の清浄度状況について、ATPアナライザーを使用し指導しました。

○計画

重点事項を定め、問題点を把握し、記録をもとに改善指導を行います。

- ・施設設備の衛生状態（洗浄・消毒の徹底）
- ・害虫駆除
- ・従業員の手洗い状況
- ・パン箱、食缶等の衛生検査
- ・製品の細菌検査結果

学校給食の安全に関する講習会等の開催 <保健体育課>

【目的】 安全・安心な学校給食を実施するため、栄養教諭等、学校給食関係者が衛生管理や適正な食品選択に関する知識を深めるための講習会等を開催します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
栄養教諭・学校栄養職員技術講習会	計画	1 回	1 回	(1) 回	—
	実績	1 回	(1) 回	回	
学校給食研究大会	計画	1 回	1 回	(1) 回	—
	実績	1 回	(1) 回		
栄養教諭等講習会	計画	1 回	1 回	(1) 回	—
	実績	1 回	(1) 回		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

7/25 「栄養教諭等技術講習会」

7/29 「学校給食研究大会」

2/6(予定) 「栄養教諭等講習会」

○計画

衛生管理、食に関する指導充実のための講習会等を開催します。

地場産物を活用した給食実施のための講習会等を開催します。

② 食品等の検査

食品添加物等監視指導 <薬事衛生課>

【目的】 食品、食品添加物、器具及び容器包装等に起因する危害の発生を防止するため、添加物等の適正使用の指導、食品の規格試験及び添加物試験等並びに監視指導を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
食品添加物試験	計画	240 件	240 件	(240) 件	—
	実績	240 件	(240) 件		
器具・容器包装及びおもちゃの規格試験	計画	5 件	5 件	(5) 件	—
	実績	5 件	(0) 件		
特産品の規格試験	計画	45 件	45 件	(26) 件	—
	実績	42 件	(41) 件		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

食品添加物試験において、(240) 件中、表示にない添加物が(1) 件検出されました。違反食品については、製造所を管轄する保健所において、指導、改善確認を行いました。

○計画

前年度と同程度に検査を実施します。

ふぐ加工品のふぐ毒検査 <薬事衛生課>

【目的】 本県の特産品であるふぐの卵巣の塩蔵品について、定期的にふぐ毒検査を行います。

内 容		R6	R7	R8	対象数
ふぐの卵巣の塩蔵品のふぐ毒検査	計画	6 件	6 件	(6) 件	—
	実績	5 件	(5) 件		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

すべて基準に適合していました。

○計画

前年度と同程度に検査を実施します。

アレルギー物質・遺伝子組み換え食品検査 <薬事衛生課>

【目的】 アレルギーを引き起こすことが知られている乳や卵、小麦、そば、落花生、えび、かに、くるみを原料として使用した食品は、その表示が義務化されており、県内で製造される加工食品の検査を実施し、表示の適正化を図ります。

また、遺伝子組換え食品についても、消費者が食品選択に資するための表示が義務付けられており、県民に身近な大豆食品について、遺伝子組換え大豆の使用の有無を確認する検査を実施します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
食品中のアレルギー物質検査	計画	140 項目	140 項目	(140) 項目	—
	実績	140 項目	(140) 項目		
遺伝子組換え食品検査	計画	15 項目	15 項目	(15) 項目	—
	実績	12 項目	(15) 項目		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

・アレルギー物質

(24) 食品（そうざい、菓子等）について（140）項目（くるみ、えび、かに、卵、乳、小麦、落花生）の検査を実施し、適正な表示であることを確認しました。

・遺伝子組換え食品

大豆加工食品の原料大豆 (5) 検体 (15) 項目の組換え遺伝子の検査を実施し、適正な表示であることを確認しました。

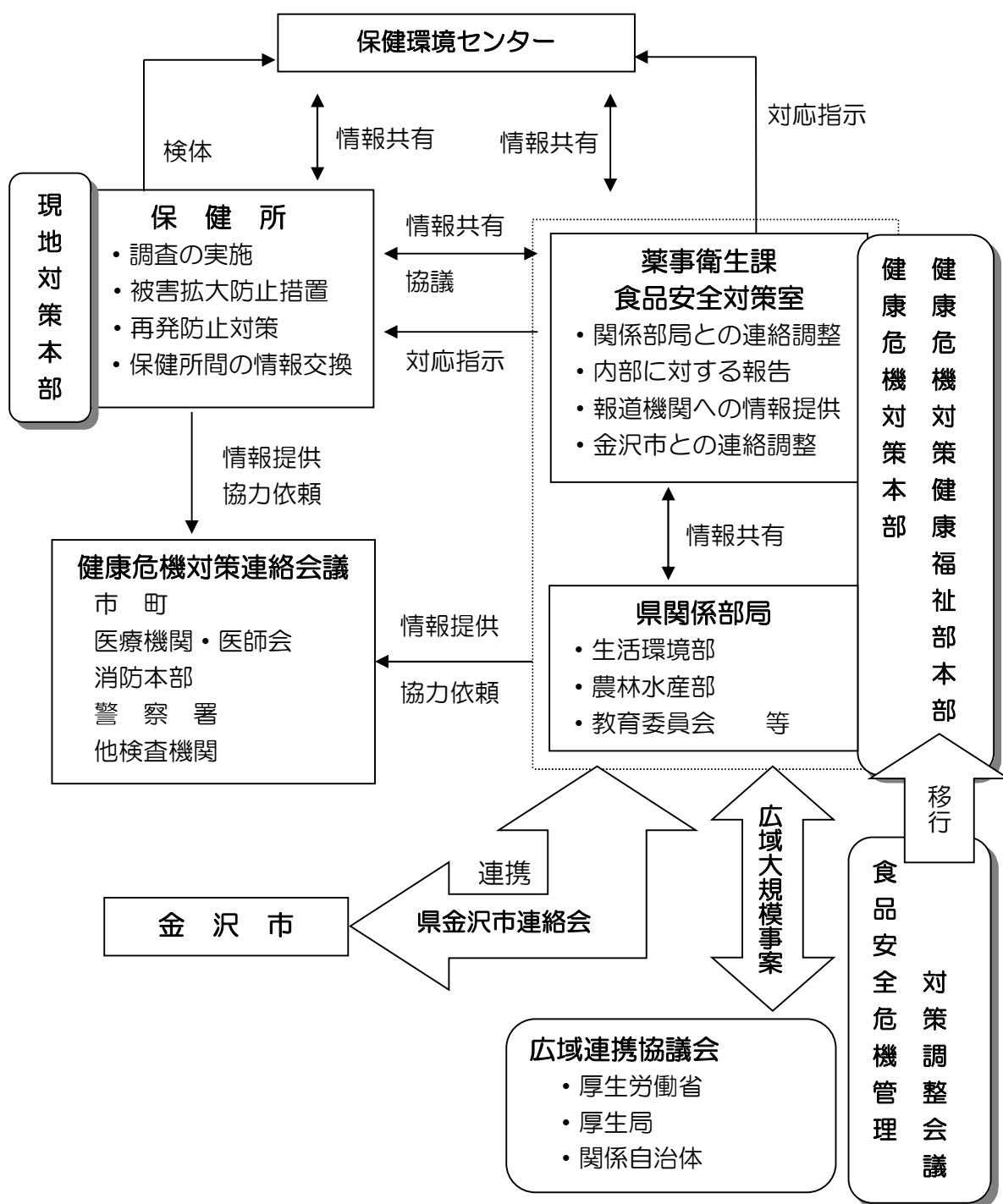
○計画

アレルギーの発生頻度や自主回収の情報等を参考にして、引き続き、前年度と同程度の検査を実施します。

2 危機管理体制の整備等

食品を摂取することによる重大な健康被害の発生防止に向け、健康被害が発生、又は発生するおそれがある緊急事態に対処するため、健康危機管理マニュアル（食中毒対応等）に基づき適切に運用します。

食中毒対策組織図（石川県健康福祉部食中毒対応マニュアルより引用）



3 食品等の適正な表示の推進

食品等の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品等の表示が食品表示法等の関係法令に基づき適正に行われるよう監視、指導を実施するとともに、食品等の表示の制度に関する知識の普及、啓発を推進します。

事業者等の食品表示に関する相談対応 <食品安全対策室>

【目的】 食品表示法が施行されたことから、生産者、加工者等の事業者からの食品表示に関する相談について、新たな食品表示制度に基づき対応し、適正な表示の徹底を図ります。

内 容		R6	R7	R8	対象数
食品表示に関する相談対応	実績	276 件	<u>(119)</u> 件		—

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

食品表示基準に基づき、事業者からの食品表示に関する相談に対応しました。

○計画

事業者からの食品表示に関する相談について、適正な表示となるよう指導を徹底します。

米トレーサビリティ法に基づく制度の普及指導 <ブランド戦略課>

【目的】 米トレーサビリティ法の普及啓発を行うことで、法の周知と米穀等の取引記録の作成・保存及び産地情報の適正な伝達を推進します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
普及啓発回数	計画	14 回	24 回	<u>(20)</u> 回	—
	実績	25 回	<u>(20)</u> 回		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

飲食店事業者等に対して、研修会において、米トレーサビリティ法の普及啓発を行いました。

○計画

飲食店事業者等に対して、研修会において、米トレーサビリティ法の普及啓発を行い、制度の周知に努めます。

【目的】 食品等の表示は、消費者が食品を正しく理解、選択するうえで重要な情報源であることから、食品表示法及び景品表示法に基づく適正表示の普及啓発を行うとともに、食品の製造・加工、流通・販売の各段階において、食品等の表示状況について調査及び監視指導を行います。

内 容		R6	R7	R8	対象数
食品の表示研修会参加者数	計画	2,500 人	2,500 人	(2,500) 人	—
	実績	4,813 人	(6,466) 人		
食品取扱施設の監視指導	計画	4,000 件	4,000 件	(4,000) 件	製造業 販売業
	実績	3,588 件	(2,309) 件		
監視指導加工食品製造業者数	計画	55 業者	85 業者	(85) 業者	—
	実績	155 業者	(51) 業者		
生鮮食品表示調査実施店舗数	計画	55 店舗	75 店舗	(75) 店舗	—
	実績	53 店舗	(52) 店舗		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

食品の表示研修会で、食品表示法及び景品表示法に基づく適正表示の普及啓発を行いました。

小売店等を対象に生鮮食品の名称・原産地の表示について調査を実施し、概ね適正に表示されていることを確認しました。

加工食品の製造・販売施設に対して、食品表示について監視指導を実施し、表示ルールの理解不足による不適正表示に対して改善を指導しました。

○計画

引き続き、食品事業者及び飲食関係事業者に対する表示研修会等での適正表示の普及啓発を行うほか、中小規模の加工食品製造施設に重点をおき、監視指導を実施します。

加工食品の表示については、疑義のある食品に関する指導に重点をおきます。

米の表示適正化推進事業 <ブランド戦略課>

【目的】 県内で流通している石川県産の袋詰め米穀について、DNA鑑定を行い、正しい表示がされているか否かを調査し、表示の適正化及び県産米の評価向上に努めます。

内 容		R6	R7	R8	対象数
とう精業者検査数（通報対応分除く）	計画	14 業者	14 業者	(14) 業者	—
	実績	13 業者	(14) 業者		
袋詰め製品のDNA鑑定	計画	14 点	14 点	(14) 点	—
	実績	14 点	(14) 点		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

米穀販売業者の袋詰精米についてDNA鑑定を実施するとともに、表示状況を確認した結果、概ね適正に表示されていました。

○計画

DNA鑑定を実施し、監視・指導を行う予定です。

食品表示 110 番窓口の設置 <食品安全対策室>

【目的】 食品の表示に対する消費者の関心が高まっていることから、消費者からの食品表示に関する各種情報を受け付ける窓口（食品表示 110 番）を設置し、消費者の食品表示に対する不安の解消及び食品表示の適正化を図ります。

内 容		R6	R7	R8	対象数
情報提供件数	実績	3 件	(5) 件		—

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

アレルギーの欠落に関する情報提供が(2)件、衛生事項に関する情報提供が(1)、品質事項に関する情報提供が(1)件、その他の情報提供が(1)件ありました。

○計画

案件に対し迅速な対応に努め、食の安全・安心の確保を図ります。

受付窓口（11ヶ所）

- ・総合窓口 食品安全対策室
- ・地域担当窓口 消費生活支援センター
保健福祉センター（南加賀、石川中央、能登中部、能登北部）
農林総合事務所（南加賀、石川、県央、中能登、奥能登）

4 調査研究の推進等

食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づいて適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究に取り組み、また、その成果の普及に努めます。

保健環境センターにおける調査研究 <保健環境センター>

【目的】 食品の監視指導に対応する検査技術や、食に関連する問題に即応できる検査技術の開発等の調査研究を推進し、迅速かつ効率的な検査手法の確立を図ります。

内 容		R6	R7	R8	対象数
調査研究課題	計画	1 課題	1 課題	(1) 課題	—
	実績	1 課題	(1) 課題		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

「食品による健康危害事例に対応した検査法の検討その 2 ―キノコ等の自然毒について―」の 1 課題について、調査研究を進めました。

○計画

「食品による健康危害事例に対応した検査法の検討その 2 ―キノコ等の自然毒について―」の 1 課題について、調査研究を進めます。

保健環境センターの検査体制の整備 <保健環境センター>

【目的】 科学技術の進展とそれに伴う食品分析・検査技術の高度化や、分析・検査項目の多種多様化に対応するため、高機能、高精度の機器類を導入し、検査体制の整備を図ります。

内 容		R6	R7	R8	対象数
細菌、ウイルス等検査関係機器	計画	3 台	1 台	(2) 台	—
	実績	3 台	(1) 台		
食品添加物、残留農薬等検査関係機器	計画	1 台	1 台	(1) 台	—
	実績	2 台	(2) 台		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

細菌、ウイルス等検査関係機器で「顕微鏡」を、食品添加物、残留農薬等検査関係機器で「冷却遠心分離機」及び「電気炉」を整備しました。

○計画

細菌、ウイルス等検査関係機器で「実体顕微鏡」及び「冷却遠心分離機」を、食品添加物、残留農薬等検査関係機器で「ゲルパル乳脂肪計用加温器」を整備する予定です。

5 情報の提供等

食の安全・安心の確保に関する情報を収集、整理及び分析し、事業者及び県民、その他の関係者に対し必要な情報提供を行います。また、関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報の積極的な提供を推進します。

(1) 食に関する情報の提供

消費段階での安全確保 <薬事衛生課>

【目的】 飲食店、家庭での食中毒予防を図るため、食品衛生知識の普及・啓発に努めます。

内 容		R6	R7	R8	対象数
食中毒防止のための啓発媒体 の作成・配布	計画	4,000 部	4,000 部	(4,000) 部	—
	実績	15,700 部	(5,655) 部		
食中毒防止等小冊子（電子版） の啓発カードの作成	計画	8,000 部	8,000 部	(8,000) 部	—
	実績	8,000 部	(8,000) 部		
食中毒防止街頭キャンペーン （食品衛生月間中）	計画	4 回	4 回	(4) 回	—
	実績	6 回	(7) 回		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

・加熱不十分の鶏肉による食中毒など食中毒予防を配布啓発しました。

・乳幼児の保護者や妊産婦等を対象とした食中毒予防の小冊子を掲載したホームページへ誘導する啓発カードを作成・配布しました。

○計画

食中毒防止街頭キャンペーンは、各保健福祉センターで工夫して実施します。

引き続き、前年度と同様に、食中毒予防のための正しい知識の普及・啓発を行います。

情報誌の発行 <食品安全対策室>

- 【目的】 県の広報誌やマスメディアを通じた情報提供のほか、定期的に情報誌「フードコミュニティいしかわ」を発行し、安全情報や生産、製造、流通・販売等の各段階での安全・安心に対する取組み等について情報提供を行い、関係者間でのリスクコミュニケーションの推進の一助とします。

内 容		R6	R7	R8	対象数
「フードコミュニティいしかわ」 (食の安全・安心情報誌)の発行	計画	2 回	2 回	(2) 回	—
	実績	2 回	(2) 回		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

「食品期限表示の設定のルールが変わります～消費期限と賞味期限を正しく知って、ムダなくおいしく～（40号）」発行
「ノロウイルス・カンピロバクターによる食中毒を予防しましょう（41号）」発行予定

○計画

例年と同様に年 2 回発行を予定しています。

情報提供の充実 <薬事衛生課・食品安全対策室>

- 【目的】 食に関する多様な情報を適時・適切にホームページ及び SNS で提供、公表します。

内 容		R6	R7	R8	対象数
<u>食の安全・安心情報の更新頻度 (ホームページの更新)</u>	実績	15 回	(15)回		—
<u>SNS による情報発信</u>	実績	—	(4)回		—

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

(15)回の情報提供（ホームページの更新）を行いました。
 主な更新内容：・食の安全安心の確保に関する意見交換会の開催について
 ・情報誌フードコミュニティいしかわの発行について 等
(4) 回の情報発信を県公式 LINE で行いました。
 主な提供内容：有毒植物（「その植物・有毒かも？」）
カンピロバクター（「お肉はよく焼いて食べよう！」）
有毒キノコ（「毒キノコに注意！」）
ノロウイルス（「ノロウイルスの食中毒 増えてます！！」）

○計画

適時、「いしかわの食の安全・安心情報」に情報を掲載します。
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/syoku_anzen/syoku_jyohou_index.html
適時、「石川県公式 LINE」で食の安全・安心情報を発信します。

県政出前講座 <薬事衛生課、食品安全対策室>

【目的】 石川県の食の安全・安心の確保の取組み等について、県民の皆さまのところへ出向いて説明し、食の安全・安心に関する知識を深めていただきます。

内 容		R6	R7	R8	対象数
食の安全安心確保対策の取組み	実績	4 回	(2) 回		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

「食中毒の予防」で(1)回、「食品表示で何がわかるの？」で(1)回、出前講座を実施しました。

○計画

申し込みに応じ、講師を派遣します。

食品中の放射性物質対策 <食品安全対策室>

食品中の放射性物質の基準値については、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故後の緊急的な暫定規制値による対応から、今後の永続的な対応を図るため、食品衛生法に基づく基準が制定され、平成 24 年 4 月から施行されています。

現在、生産地において関係自治体が計画的な検査を継続して実施しているところです。国や関係自治体等による放射性物質の検査結果等に留意し、状況の変化に応じて適切に対応することとします。

(2) 食に関する相談窓口機能の強化

保健福祉センターにおける相談の受付 <薬事衛生課>

【目的】 地域における食品に関する調査依頼を受付・処理し、消費者や営業者からの相談に応じます。

内 容		R6	R7	R8	対象数
調査依頼、相談の受理	実績	110 件	(89) 件		—

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

(89) 件の相談について対応を行いました。

○計画

ワンストップで迅速、適切な受付に努め、解決を図ります。

6 情報及び意見の交換の促進

食の安全・安心の確保に関する施策について、関係者相互の情報及び意見の交換の促進を図るための取り組みを推進します。

意見交換会の開催 <食品安全対策室>

【目的】 生産者、事業者及び消費者がそれぞれの立場から情報や意見を交換し、食品のリスク等に関する正しい知識を得るとともに、関係者間で相互に理解を深めます。

内 容		R6	R7	R8	対象数
意見交換会、シンポジウム	計画	1 回	1 回	(1) 回	—
	実績	1 回	(1) 回		

◆ 令和 7 年度実績と令和 8 年度計画について

○実績

令和 7 年 11 月 7 日に「食の安全・安心の確保に関する講演会・意見交換会」を開催し、食品期限延長と食の安全・安心について講演及び意見交換を実施しました。

テーマ：食品期限延長と食の安全・安心

日 時：令和 7 年 11 月 7 日（金）14 時～16 時

会 場：石川県庁 11 階 1105 会議室 オンライン併用

講 師：一般社団法人 Food Communication Compass 代表 森田 満樹氏

対 象：消費者、製造事業者、流通事業者 等

内 容：食品期限表示の正しい理解を深め、今後、想定される期限表示のあり方について、行政・事業者・消費者の間で情報を共有する。

○計画

関係者間で相互に理解を深めるリスクコミュニケーションを開催する予定です。

7 事業者等の自主的な取組の強化等

生産者・事業者は、法令等の遵守により食品等の安全性及び信頼性を確保することはもとより、その安全性及び信頼性をより向上させるため、自らが行う農林水産物の生産、食品等の製造、加工、調理又は販売の各工程において、自主的に管理水準を向上させるよう取り組むこととし、県は、生産者・事業者が行うこれらの取組みを促進するために必要な支援を実施します。

HACCP に沿った衛生管理実施のための支援 <薬事衛生課>

【目的】 HACCP に沿った衛生管理に取り組むことは食品の安全性確保に有効なことから、食品等事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理の実施状況を確認するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。また、講習会を通じて HACCP に沿った衛生管理に関する情報提供を行います。

内 容		R6	R7	R8	対象数
講習会開催回数※	実績	38 回	<u>(48)</u> 回		—
HACCP 取組施設指導件数	実績	7,429 件	<u>(5,294)</u> 件		

※保健所開催、講師派遣を含む

（参考１） 石川県食の安全・安心推進条例（施行日：平成 27 年 3 月 23 日）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び事業者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、食の安全・安心の確保に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民等が健康で安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「食の安全・安心の確保」とは、食品等の安全性及び信頼性を確保することをいう。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 食品 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二条に規定する食品をいう。
- 二 食品等 食品安全基本法第八条第一項に規定する食品、添加物、器具及び容器包装をいう。
- 三 事業者 食品等の製造、輸入、加工、販売その他の事業を行う者（当該者の組織する団体を含む。）をいう。
- 四 生産者 農林水産物の生産（採取を含む。以下同じ。）の事業を行う者（当該者の組織する団体を含む。）をいう。
- 五 県民等 県民及び観光その他の目的で県内に滞在する者をいう。

（基本理念）

第三条 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民等の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が科学的知見に基づいて講じられることにより、食品を摂取することによる県民等の健康への悪影響が未然に防止されるように行われなければならない。

3 食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が農林水産物の生産から食品等の消費に至る一連の行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

4 食の安全・安心の確保は、県、事業者及び生産者（以下この章及び次章において「事業者等」という。）並びに県民がそれぞれの責務又は役割を果たすことにより、行われなければならない。

5 食の安全・安心の確保は、県、事業者等及び県民等がそれぞれ相互理解を深め、及び連携協力を図りつつ、行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者等の責務）

第五条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らが食品等の安全性及び信頼性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、農林水産物の生産から食品等の販売に至る一連の行程の各段階において必要な措置を適切に講ずる責務を有する。

2 事業者等は、その取り扱う食品等に起因して人の健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、被害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を講ずる責務を有する。

3 事業者等は、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報を提供しよう努めるものとする。

4 事業者等は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に協力しよう努めるものとする。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、食の安全・安心の確保に関し知識と理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策及び事業者等が行う食の安全・安心の確保に関する取組について意見を表明するよう努めることにより、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。

2 県民は、自らの食品等の取扱いが人の健康に影響を及ぼすことがあることを認識し、その取扱いを適切に行うよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

（監視、指導等）

第七条 県は、食の安全・安心の確保のため、農林水産物の生産から食品等の販売に至る一連の行程の各段階において、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他関係法令（次項において「食品衛生関係法令」という。）に基づく監視、指導及び検査を適正に行うものとする。

2 県は、県内に流通し、又は流通するおそれがある輸入された食品等について、食品衛生関係法令の違反に係る情報を収集するとともに、前項に規定する監視、指導及び検査を通じて安全性の確保に特に配慮するものとする。

（危機管理体制の整備等）

第八条 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生じることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（食品等の適正な表示の推進）

第九条 県は、食品等の表示に対する消費者の信頼を確保するため、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）その他関係法令の規定による食品等の表示が適正に行われるよう、監視及び指導を行うとともに、食品等の表示の制度に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第十条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を科学的知見に基づき適切に実施するため、食品等の安全性に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供等）

第十一条 県は、食の安全・安心の確保に関する情報の収集、整理及び分析を行うとともに、事業者等、県民等その他の関係者（以下この章において「関係者」という。）に対し、必要な情報を提供するものとする。

2 県は、関係者が保有する食の安全・安心の確保に関する情報について、関係者による提供が促進されるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（情報及び意見の交換の促進）

第十二条 県は、食の安全・安心の確保に関する施策について、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

（事業者等の自主的な取組の強化等）

第十三条 事業者は、法令等の遵守により食品等の安全性及び信頼性を確保することはもとより、その安全性及び信頼性をより向上させるため、自らが行う食品等の製造、加工、調理又は販売の各工程において、必要な措置を講ずる等、自主的な管理水準の向上に努めなければならない。

2 生産者は、法令等の遵守により農林水産物の安全性及び信頼性を確保することはもとより、その安全性及び信頼性をより向上させるため、自らが行う農林水産物の生産工程において、必要な措置を講ずる等、自主的な管理水準の向上に努めなければならない。

3 県は、事業者等が行う前二項の取組を促進するため、助言その他必要な支援を行うものとする。

(連携等)

第十四条 県は、食の安全・安心の確保に関し、国及び他の地方公共団体との情報共有、意見交換及び連携に努めるものとする。

2 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を推進するに当たっては、関係者との連携に努めるものとする。

第三章 石川県食品安全安心対策懇話会

(設置)

第十五条 県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について、幅広く県民の意見を聴取するため、石川県食品安全安心対策懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(組織等)

第十六条 懇話会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

一 消費者

二 事業者

三 生産者

四 学識経験を有する者

五 前各号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

3 委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長等)

第十七条 懇話会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇話会を招集し、主宰する。

3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(その他)

第十八条 前二条に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第四章 雑則

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(参考2) 食品安全安心対策懇話会の開催

◆ 令和7年度の開催実績

第1回：・視察及び取組紹介（株式会社ヤマト醤油味噌）

・各課からの報告事項

食品表示に関する相談対応、食中毒の発生状況について

第2回：・令和7年度個別事業実績見込、令和8年度計画（案）について

◆ 令和8年度の開催計画

第1回：令和8年8月頃に開催予定

第2回：令和9年2月頃に開催予定